

前金払に関する特約条項

(前金払)

第 1 条 甲は、この特約条項の定めるところにより、乙に対して前金払による支払金（以下「前払金」という。）を支払うものとする。

2 前項の前金払は、T/T 払（外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払いをする場合をいう。）、B/L 払（船荷証券及び航空貨物運送状並びに貨物売渡証券により支払いをする場合をいう。）又はその併用の場合に適用するものとし、前金払限度額、支払時期及び支払回数は別表によるものとする。

(前金払の金額)

第 2 条 前金払は、C & F 価格又は C I F 価格を限度とし、それぞれの価格が 15,000 ドル以上のものとする。

2 甲が乙に支払う金額は、次の各号により計算した金額を限度とする。

(1) 乙が対外支払勘定の決済を外貨によって行った場合は、当該決済日における決済銀行の公表する電信売相場により換算した円貨額

(2) 乙が対外支払勘定の決済を円貨によって行った場合は、当該円貨額

3 前金払は、前各項にかかわらず、甲の予算を限度として行うものとする。

(前金払の請求)

第 3 条 乙は、前金払の支払を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類のうち、必要とするものを、支払を受けようとする日の 50 日前までに、甲に提出するものとする。

(1) 前金払申請書 付紙第 1

(2) 前金払担保提出書 付紙第 2

(3) 前金払担保提供免除申請書 付紙第 3

(4) 前金払使途明細書 付紙第 4

(5) 前金払担保受領書 付紙第 5

(6) その他必要な書類

(前金払の担保)

第 4 条 乙は、前金払の支払いを受けようとする場合は、前金払に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙から担保提供免除の申請があり、甲がその必要がないと認めた場合は、その限りではない。

2 前金払の担保として提供できるものは、予算決算及び会計令第78条による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は、連帯保証付きでなければならない。

3 担保の保証期間は、前払金が支払われた日から第9条による当該前払金が精算される日までの期間とする。

(支払の時期)

第5条 甲は、第3条に規定する書類及び前条に規定する担保を受理した場合は、乙と協議して次の条件により、支払の時期を定めるものとする。

(1) T/T払は、当該締結の後

(2) B/L払は、外国為替銀行等の証明書を確認した後

(前払金の目的外使用禁止)

第6条 乙は、前払金をこの契約の対外支払勘定の決済のため、若しくは契約履行に直接必要な経費のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 甲は、乙が前項に違反して前払金を使用し、又は利用した場合、既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

(前払金に関する調査)

第7条 甲は、前払金の使用等について必要がある場合、乙の営業所、工場、その他関係場所に立ち入り、帳簿、その他関係書類の調査を行うことができる。

(契約金額の変更又は解除による前払金の返納)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合、期限を指定して既に支払った前払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更(契約の一部解除を含む。)により契約金額の減額が行われた場合、甲が既に支払った前払金が、契約変更後の前払金の限度額を超えることとなったときは、当該超過額とする。

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に支払った前払金の全額

2 乙は、前項の前払金の返納において、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し、年3パーセントの率を甲に支払わなければならない。

3 甲は、指定された期限までに乙が返納金(第1項による返納額に前項による利息を加えた金額をいう。)を甲に返納しない場合には、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用した率により算定した延納金を乙に請求することができる。

(前金払の精算方法)

第9条 前払金の精算方法は、乙が契約物品の全部の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前金払の金額を当該代金に充当することによって行うものとする。

(前払金の担保の返還等及び取立)

第10条 乙は、前条の規定により前払金が精算された場合、精算された金額に応じて、第4条による前金払の担保の返還を請求することができる。

2 甲は、第8条の規定により、乙が返納すべき金額を返納しない場合、乙が提供している担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

別 表

T／T払及び B／L払の別	前金払限度額	支 払 時 期	支払回数
T／T払	円	年 月を目途とする。	回 以内
B／L払	円	年 月を目途とする。	回 以内
合 計	円		

前 金 払 申 請 書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長

殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

令和 年 月 日に締結した輸入品売買契約に関わる、前金払に関する特約条項第 3 条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

契 約 内 容				
契約番号		納 期		
契約件名		納 地		
契約金額		前 金 払	割合	
契約数量			金額	
担 保		預 託 銀 行		
担保物件名		銀 行 名		
保証銀行名		住 所		
住 所		代 表 者		
代 表 者		別 口 口 座 番 号		
保 証 額				
保 証 期 間				
内払金使途内訳		事 由		
費		上記契約履行のため左記支出金に充当する。		
費				
費				
計				

注 1：担保欄は担保物件により必要事項を記入する。

注 2：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

前 金 払 担 保 提 出 書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長

殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

下記前金払担保を提出します。

記

第 号	
担 保 の 種 類	
前 払 金 額	
預金証書の種類 及 び 金 額	
提 出 事 由	
契 約 番 号	
品 名	
契 約 年 月 日	
契 約 金 額	
納 期	
保証(預金)銀行名 並びに所在地	
保 証 金 額	¥ (預金証書等の場合は、預金証書金額)

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

前金払担保提供免除申請書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長

殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

令和 年 月 日に締結した輸入品売買に関わる、前金払に関する特約条項第3条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 契約番号 :
- 2 契約件名 :
- 3 契約金額 :
- 4 免除の条件 :

資 本 金	¥		
過去5か年の 契約実績	年度		
	年度		
	年度		
	年度		
	年度		
直前決算における 繰越欠損金			
直前2か年の 株式配当	年度	株式配当性向	
		株式資本配当率	
	年度	株式配当性向	
		株式資本配当率	

添付書類：免除の条件が証明できる営業報告書等及び契約一覧表

※ 同一年度に提出実績があれば添付書類は省略できる。

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

前金払使途明細書

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇

調達会計部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

令和 年 月 日に締結した輸入品売買に関わる、前金払に関する特約条項第3条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 契約番号 :
- 2 契約件名 :
- 3 契約金額 :
- 4 前金払金額 :
- 5 使 途 :

使 途 明 細 内 訳		
使 用 目 的	支 払 先	支 払 金 額

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

前金払担保受領書

第 号

担保の種類

金額 円

保管事由 令和 年 月 日 契約番号 第 号
品名 の前金払による。

保持（預金）銀行

並びに所在地

主たる債務者（預金者）住所氏名

保証年月日 令和 年 月 日

上記前金払担保を受領しました。

令和 年 月 日

殿

上記担保の払戻を請求します。

令和 年 月 日

住所

氏名

殿

上記担保受領しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

殿